

水道料金を改定

～安全・安心して利用できる水を安定的、持続的に供給します～

1 目 的

市水道事業は、供給する水の約 8 割を占める県営水道が、令和 6 年 10 月から 1 m³当たり 2 円、令和 8 年 4 月から 1 m³当たり 4 円の値上げをしたことや、昨今の物価高騰及び人口減少などに伴う水需要の低下による水道料金の減収傾向により、経営状況が悪化しています。また、管路の耐震化等地震防災対策や、水道施設の更新の費用確保が必要となることから、将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給していくため、水道料金を改定します。

2 スケジュール（予定）

令和 8 年 9 月市議会定例会に水道料金改定に係る条例案を上程

令和 9 年 4 月検針（5 月請求）分より新料金を適用

3 周知方法

市広報や市ホームページに掲載するほか、令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月の検針の際に、お知らせのチラシを戸別に配布するなど広く周知を図ります。

4 改定による影響額（1 か月当たり・税込） ※一般家庭の例

○ 1 人暮らし相当（使用水量 10 m³/1 か月）

口径	改定前	改定後	増加額
13mm	1,034円	1,584円	550円
20mm	1,386円	2,222円	836円

○ 3 人家族相当（使用水量 20 m³/1 か月）

口径	改定前	改定後	増加額
13mm	2,167円	2,970円	803円
20mm	2,519円	3,608円	1,089円

5 料金改定履歴

前回の料金改定は、平成 26 年 4 月に実施（値下げ）

前々回の料金改定は、平成 21 年 4 月、平成 23 年 1 月の 2 段階で実施（値上げ）

料金体系表

(1 か月当たり・税抜)

口径等	基本料金		
	現行(円)	改定後(円)	改定額(円)
13 mm	750	1,020	270
20 mm	1,070	1,600	530
25 mm	1,970	2,710	740
30 mm	3,460	4,720	1,260
40 mm	6,440	9,180	2,740
50 mm	9,700	14,370	4,670
75 mm	24,390	32,440	8,050
100 mm	41,760	57,690	15,930
150 mm	95,040	133,050	38,010
200 mm	153,600	222,540	68,940
湯屋用	4,800	6,740	1,940
一時用	3,360	4,720	1,360

使用水量(m ³)	従量料金				
	口径(mm)	現行(円/m ³)	改定案(円/m ³)	改定額(円/m ³)	改定率(%)
1～10	13～25	19	42	23	121.1
	30～200	210		△168	△80.0
11～20	13～25	103	126	23	22.3
	30～200	210		△84	△40.0
21～30	13～25	138	161	23	16.7
	30～200	210		△49	△23.3
31～40	13～25	176	199	23	13.1
	30～200	210		△11	△5.2
41～50	13～200	210	233	23	11.0
51～100	13～200	237	260	23	9.7
101～200	13～25	237	265	28	11.8
	30～200	242		23	9.5
201～	13～25	237	277	40	16.9
	30～200	254		23	9.1